

【2】ごみを資源へ、みんなで資源を有効に利用するまち

◎重点プロジェクト

- 燃やせるごみや生ごみの減量化など、廃棄物の発生抑制(リデュース*)の推進を図ります。
- 製品などの再利用(リユース*)、資源としての再生利用(リサイクル)などの推進を図ります。

◆環境指標と目標値

指 標	現状 (H21)		目標 (H31)	担当課
市民一人一日当たりの生活系ごみ排出量	868g (H19)	→	783g	環境保全課
リサイクル率	18.8% (H19)	→	24.9%	環境保全課
廃食用油の回収量	4,400㍓ (H20)	→	現状より拡大	環境保全課
生ごみ処理容器等購入補助基数	122基 (H20)	→	150基 (毎年)	環境保全課

◆施策の体系

3. ごみ減量に取り組む

① ごみの排出抑制

ごみの減量化、適正処理の推進

② 不法投棄の防止・まちの美化

廃棄物の不法投棄の根絶、まちの美化

4. 資源の有効活用に取り組む

製品などの再利用(リユース*)、資源としての再生利用(リサイクル)の推進

水資源の有効活用に向けた啓発事業の推進

資源循環ネットワークの構築

5. バイオマスの利活用を図る

バイオマス*利活用の総合的・計画的な推進

第4章

3. ごみ減量に取り組む

① ごみの排出抑制

【市の取り組み】

■ごみの減量化、適正処理の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●過剰包装の抑制、包装の適正化推進を指導します。	環境保全課		
●生ごみ処理容器等に対する助成金の充実、普及をはかります。	環境保全課		
●行政活動の内容、行政活動における環境配慮の状況等の情報公開を図ります。	環境保全課		
●「環境にやさしい消費生活」についてやさしく解説したパンフレットなどを配布します。	環境保全課		
●バッテリー・石油類等の適正処理困難物の適正処理専門業の紹介による適正処理を促進します。	環境保全課		
●家庭や事業所から排出される有害ごみに含まれる有害化学物質等の適正な処理を図ります。	環境保全課		
●家電リサイクル法*、自動車リサイクル法*、建設リサイクル法*などにに基づき、一般廃棄物*でないものの適正処理についてPRします。	環境保全課		
●市内で循環処理可能なごみの処理方法を検討・実施します。	企画政策課 環境保全課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 食事を作る際は、食材を使い切るなど、なるべく生ごみを発生させないようにします。
- 買い物の際は、エコバッグを持参します。
- 詰め替え商品を積極的に購入し、使い捨て製品はなるべく購入しないようにします。
- 再生紙などの再生製品、エコマーク*商品やグリーンマーク商品*など、環境への負荷の少ない製品や、ビールびんのような繰り返し使用できるリターナブル製品*などを積極的に利用します。
- 環境に配慮した商品を購入する「グリーンコンシューマー*」を目指します。
- 修理・修繕し、ものを大切に使います。
- 過剰包装は控え、できるだけ簡易包装の商品を購入します。
- 生ごみは水切りを徹底し、生ごみ処理容器等を活用して堆肥化するなど減量に努めます。
- ごみの減量化の方法やごみの発生が少ない商品に関する情報等の収集に努めます。

【滞在者の取り組み】

- 滞在中、ごみをなるべく発生させないよう配慮します。
- 市内で買い物する際は、エコバッグなどを利用し、レジ袋をもらいません。
- 買い物の際には過剰包装や小分けの袋を断り、できるだけ簡易な包装で購入します。

【事業者の取り組み】

- 使い捨て商品は作らないようにします。
- 簡易包装・バラ売り・量り売りを実施します。
- エコバッグ持参運動に取り組み、ポイントカードなどを推進します。
- レジ袋の削減や簡易包装等の推進により、ごみとなるものの減量に努めます。
- ごみの発生が少ない商品の開発や製造工程の整備に努めます。
- 廃棄物が出ない生産活動に向けて努力するとともに、事業活動によるごみの排出量を減らします。
- ごみの排出削減目標を定め、排出抑制運動を行うとともに、リサイクル関係者とのネットワークを構築するなどし、ごみの排出量を削減します。
- 事業所内でのごみの減量やリサイクルについての啓発活動を自主的に実施します。



第4章

② 不法投棄の防止・まちの美化

【市の取り組み】

■ 廃棄物の不法投棄の根絶、まちの美化

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~	H27 ~ H32
●不法投棄防止のため、不法投棄監視委員によるパトロールや看板の設置などを強化していきます。	環境保全課		
●南房総市環境美化推進に関する条例に基づき、空き缶等のポイ捨て防止を推進します。	環境保全課		
●定期的なパトロールなどにより、違反広告物を排除し、都市の美観向上に努めます。	建設部管理課		
●事業者に対し、美観を損なうような表示板、看板が設置されないよう要請します。	建設部管理課		
●観光イベントの開催などを通じて、まちの美化に関する環境マナーの意識啓発を進めます。	観光プロモーション課 環境保全課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 地域の一斉清掃に積極的に参加します。
- 分別方法や排出時間などのごみ出しのルールを守ります。
- ごみが投棄されている場所の清掃を行い、不法投棄の防止を図ります。
- 不法投棄や不適正排出を行わず、またこれらを防止するよう努めます。
- 所有地を適切に管理し、不法投棄されないよう自衛策を講じます。
- 不法投棄の監視やパトロールに協力します。
- 公園など公共の場で出たごみや、屋外のレクリエーションなどで出たごみの持ち帰りを家庭内で実践します。
- 学校での、ごみのポイ捨てに関する教育内容を家族で話し合い、家族ぐるみでごみのポイ捨てを行わないようにします。
- 行楽で出たごみは持ち帰ります。

【滞在者の取り組み】

- 行楽で出たごみは持ち帰ります。
- たばこや空き缶などのポイ捨ては行いません。
- 家電製品などの不法投棄は行いません。

【事業者の取り組み】

- 建設廃材の適正処理、産業廃棄物*のマニフェスト制度*の実行などにより、不法投棄を行いません。
- 建築発生土の処理や、一時保管場所等についてのネットワークの形成と相互利用を進めます。
- 所有地を適正に管理し、不法投棄されないよう自衛策を講じます。
- 社員に対して、外出先でのごみの持ち帰り、ポイ捨ての禁止、ごみの分別、幼児期からの環境教育の大切さなどについての啓発を定期的に行い、職場でのモラル向上を図ります。
- 社員に対して、不法投棄やポイ捨てなどによる環境や生物への影響について教育を行います。
- 事業所ごとに美化推進員を選定し、市民や関係者との交流を進めます。
- 地域の一斉清掃に参加します。
- 事業所内の一斉清掃を実施します。



第4章

4. 資源の有効活用に取り組む

【市の取り組み】

■製品などの再利用(リユース*)、資源としての再生利用(リサイクル)の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~ H27	H27 ~ H32
●環境負荷の少ない商品、サービスに関する情報提供等による再生品等の使用を促進します。	環境保全課		
●間伐材*や流木の建材・工芸品などへの製品化を行う団体を支援します。	農林水産課		
●間伐材*・流木・おがくず等の燃料や堆肥生産水分調整材への利用を行う団体を支援します。	企画政策課 農林水産課		
●プラスチック類の再利用・再資源化を図ります。	環境保全課		
●ごみの分別種類の見直しなどにより、リサイクル率の向上を図ります。	環境保全課		
●公共施設において、リサイクル商品を積極的に購入します。	財政課		
●公共事業の廃コンクリート・廃アスファルト等の骨材への再利用を推進します。	建設課		
●転入届の際の窓口での転入者への配布による分別収集を徹底します。	環境保全課		
●事業者対象の減量・リサイクルに関する説明会、学習会の開催によりリサイクルを推進します。	環境保全課		
●公共工事の施工に当たり、環境保全型ブロックなど環境に配慮した製品の使用を推進するとともに、建設廃材の再資源化、再生資材の利用を促進します。	各施設管理課※1		
●プラスチック、粗大ごみ等のリサイクルを目的とした処理施設の導入について研究します。	環境保全課		
●浄水場排水汚泥を土壌還元します。	水道部管理課		

■水資源の有効活用に向けた啓発事業の推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~ H27	H27 ~ H32
●広報、ホームページ等により、住民や事業者へ水の再利用や節水を呼びかけます。	水道部管理課		

■資源循環ネットワークの構築

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~ H27	H27 ~ H32
●グリーンコンシューマー*運動を推進します。	環境保全課		
●エコバッグ運動を推進し、レジ袋を削減します。	環境保全課		
●リターナブル製品*の利用、資源回収を励行します。	環境保全課		

基本目標を実現するための取り組み

●ごみの分別収集推進のための、住民・事業者への普及・啓発を図ります。	環境保全課		
●住民・事業者への、使い捨てのライフスタイルの見直しの積極的な啓発活動を図ります。	環境保全課		
●ごみ減量に関する啓発のための標語・ポスター公募、発表を図ります。	環境保全課		
●広報紙等によるごみ減量、リサイクルについての啓発活動を図ります。	環境保全課		
●ごみ処理施設の見学会、学校へのアドバイザーの派遣等による子どもたちを対象とした啓発活動を図ります。	環境保全課 学校教育課		
●具体的なごみの資源リサイクルマニュアル等の作成・配布を図ります。	環境保全課		
●千葉県・近隣自治体とごみ問題などに関する意見交換を図ります。	環境保全課		
●市内の各地区で行われている一斉清掃の実施やボランティア袋の活用、ごみ持ち帰り運動などの啓発推進を図ります。	環境保全課		

【市の取り組み】の実施状況について

	実施中
	5年以内に実施
	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 資源ごみについては分別を徹底し、資源になるものを増やします。
- 空き瓶やペットボトルなどの資源ごみの排出時は、洗浄を徹底します。
- 新聞紙、雑誌、段ボールなどは、集団回収に出します。
- 生ごみや落ち葉など、家庭で堆肥化を行います。
- フリーマーケットやリサイクルショップ、バザーやレンタルなどを積極的に利用します。
- リサイクル商品を積極的に購入、使用します。

【滞在者の取り組み】

- ホテルなどでの滞在中、あるいは事務所や学校などでごみを捨てる場合は、ホテルや事務所・学校などの分別ルールに従い、缶やびん、ペットボトルなどは資源として処理されるようにします。

第4章

【事業者の取り組み】

- 事業所内での分別ルールを定め、ごみの分別排出を徹底します。
- ごみの分別排出を容易にするため、生産している製品には明確な材質表示を行います。
- 自動販売機を設置する際は、周囲に空き缶や空き瓶の回収箱を設置します。
- 使用済み商品の引き取りなど、店頭回収、自主回収を推進し、再利用に努めます。
- 事業活動の中で排出する廃棄物については徹底的に分析をし、資源として活用できるものは活用します。
- 再生原料及び再生品を利用した製品の製造、加工、販売及び購入に努めます。
- 再利用を念頭においた商品開発及び販売を行います。
- 食品の製造・販売業者は、調理場から出る生ごみや残飯の資源化を推進します。
- リターナブル製品*を開発し、販売・回収を行います。
- 家庭電化製品、自転車、おもちゃなどの修理、リフォーム、再商品化を行うとともに、これらの技能者の育成、支援を行います。
- 集団回収活動へ参加、協力します。

コラム

◇3R*について◇

3R（スリーアール）*とは、資源のムダづかいをなくし、ごみが出る量を減らすReduce（リデュース*）、一度使ったものをくり返し使うReuse（リユース*）、そして使い終わったものをもう一度資源に戻して製品にするRecycle（リサイクル）のことです。

3R*（リデュース*・リユース*・リサイクル）関係8府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）では、3R*推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース*・リユース*・リサイクル推進月間（略称：3R*推進月間）」と定め、広く国民に向けて、普及啓発活動を実施しています。



こまめに買い物袋を持ち歩きましょう。



包装はできるだけ少ないものを選びましょう。



容器は再使用できるものを選びましょう。



長く使えるものを選びましょう。



資源やエネルギーを浪費しないものを選びましょう。



再生品を選びましょう。

※環境省キャラクター「コマメちゃん」 出典：環境省ホームページ

5. バイオマスの利活用を図る

【市の取り組み】

■ バイオマス*利活用の総合的・計画的な推進

取り組みの内容	担当課	実施状況	
		H22 ~ H27	H27 ~ H32
● バイオマス*タウン構想をもとに、バイオマス*の利活用を図ります。	企画政策課 環境保全課		
● 廃食用油の燃料化・バイオディーゼル燃料（BDF）*自動車の導入など、有効利用を図ります。	環境保全課		
● 公園内の剪定枝、草木、落ち葉の資源化を図ります。	企画政策課 商工観光課		

【市の取り組み】の実施状況について

■	実施中
■	5年以内に実施
■	10年以内に実施予定

【市民の取り組み】

- 生ごみを農地利用などのため、コンポストによる堆肥化に取り組みます。
- 家庭等で、生ごみや落ち葉等を堆肥化して土に還し、植物等を育むことを通して自然の循環を体験します
- 廃食用油の再利用に協力します。

【事業者の取り組み】

- 木材や生ごみ、家畜ふんなどのバイオマス*エネルギーの利用に積極的に取り組みます。
- 木質ペレットの燃料利用を図ります。
- 廃食用油の燃料化・バイオディーゼル燃料（BDF）*自動車の導入に取り組みます。

コラム

◇ バイオディーゼル燃料（BDF）*自動車について◇

市では、農林水産省の地域バイオマス利活用交付金制度を活用し、実用実験として2008年11月から廃食用油（使用済み天ぷら油）を利用した「バイオディーゼル燃料（BDF）*」の製造を行い、ごみ収集車の燃料として利用する取り組みを2009年4月から本格的にはじめています。

バイオディーゼル燃料*の製造コストは、軽油に比べ安く、薬剤などを含めた算出方法で※1リットル当たり約60円（平成20年度）となり、燃料費の削減になります。また、燃費も軽油と変わりません。

自治体がバイオディーゼル燃料*を製造し、公用車の軽油代替燃料として活用するのは、千葉県内では南房総市が初めてです。

現在は、ごみ収集車2台にバイオディーゼル燃料*100%で使用しています。

※製造コストは、社会経済情勢などの影響で変動します。（薬剤の値上げなど）

